武器考證

十五

番外書册

和書門 類
一七二五八 號
二三〇 函
一 架
二三 冊

内閣文庫
和書 類
一七二五八 號
二三 冊
一五四 函
一 架

内閣文庫		
番號	和 17258	
冊數	23（17）	
函號	154	4

Kodak Gray Scale
© Kodak, 2007 TM: Kodak

国立公文書館
National Archives of Japan

武器考證卷十五

江府　扈從隊士伊勢平藏貞丈輯

淺草文庫

書目

平家物語長門本
貞親教訓書
日置流法要録抄
職原抄
長秋記
二條殿裝束抄

国立公文書館
National Archives of Japan

平家物語長門本抜書

一尺三寸黒鞘巻刀 巻一 殿上闇打ノ条 武勇の家に生まれていまふ恵のたちに逢ひし
平家のあめ方にてあるへし方を全して君に仕ふるは臣の忠なれは
その用意をこそせめとて一尺三寸ありける黒さや巻の刀を用意して参
内のはしめより乱舞の終まで束帯の下に志どけなげにさして刀ぬきつゝ
にぶすばかり差出して清盛はまうちたれ清く眼して火の灯のくらきにむけ
にて此刀をぬき出して鬢髪にひきあてて乃これ見けれは氷など
のやうにそ見えける

○是ヨリ下ノ文ニ腰刀懐刀ナト、アルハ皆此黒サヤマキノ刀ノコヲサシテ云ヘルナリ

木賊色狩衣 萌黄威腹巻 胸板 太刀付弦袋 檜皮色狩衣 黒糸威腹巻

割鞘太刀 同条 家貞（左兵衛尉）をとよりさるそのなりけれは子ぞより小目を
かけてとくさ色の狩衣の下に萌黄おとしの腹巻のむないたせめて弦
袋つけたる太刀わきにはさみて殿上の小庭にはゐける同舎すさつまの
平六家房とて十七歳なりけるが健（スコヤカ）なる曾け高く布ふとくちゝ
すくれ度しそとあるはしたる其のありけり檜皮色の狩衣の下に
黒糸威の腹巻を着て結前作の三尺五寸ありけるわりさやの太刀わきに
はさみて狩衣の袂より手を出して

盛衰記ニハ御叔父慶円大師トアリ 慶香共ニ音ケウ

【腰刀】同条紫宸殿の御後にて此腰の刀をかへて人々の殿上人のおもてにあてゝ見えて主殿司をめして此刀を殿上の大盤に置てしとてあづけて出られけり

【懐刀】同条昔よりして昇殿の人は太節抜にて懐刀挿られし罪科に中行へしなと人々憤申さるゝ　○此懐刀ハ腰刀之即サヤマキノ事

【兵具】【腰刀】同条 忠盛郎従をして兵具をあいせしめて殿上の小庭に召置その身ハ又腰刀をよこたへて挿て節会の座に列す是条尤に希代未曾の狼藉也

【鞘巻】【木刀】同条件の刀既に主殿司に預置ゆへ急是を召出されて刀の実否に随ひて科の左右あるへき(きらと申めき)ハ主上左可然と思召れてかの刀を召出して叡覧ありけれハ上(ハさやまきの黒ぬりなりけるか中ハ木刀に紙箔(ハク)をおしたりける

【唐皮鎧】【小烏太刀】【抜丸太刀】【水破兵破太刀】同条唐皮小烏といふ鎧太刀ハ清盛にさつけらるゝ件の唐皮と申ハ人の沽くまじるにハあらず仏作の鎧也其ゆへハ桓武天皇の御甥香(キヤウ)象法師といへるハ奥儀を究めたる天下第一の真言法の中より明王に思儀を取されよ玄胡の加持すゑにせんと仰置かれハ香因綸言に應じて紫宸殿の清前に壇を立ていざうらいの不動尊の前にして加の法を修せられける七日と申未の刻ばかりに紫雲たちてうすまる雲中よりゆらくとして壇の上へにおちかゝりしを見るに一領の鎧也それとのにほひの磨かたへのにを白く黄なる蝶をうちたり件の毛ハ示威にハあらす華おどし也裏をかへしてこれハ虎の毛なれとにお鏡れり故にその名をかうふかましとて名付られし 中暑小烏といふ太刀ハ是唐華出来て後七日と申未の時斗に主上南殿に出御ありて東天を御覧あるに八尺の霊鳥飛来りて大床に侍りて主上御笏をとて兜しけり霊鳥御前(座)にしの御縁に(掛)たをみけり霊鳥申ていはく我ハ大神宮より御剱の使にまいりなりとて羽の下より一の太刀を御前に落して上させ給ひて飛去りて八尺の大霊鳥の羽の中より出来る所なれハとて小烏とは付させ給ふ唐皮小烏ともに天下の重宝と為し執し思召るされハ本朝の宝物なり八甲曹砂金銀を杖か破か破太刀我国にありといふは是也兵のもしかるへしてる也貞盛の時より此家に伝る希代の宝物也抜丸も此家に伝るへからしを当後のさいわひなる故あり清盛の家に伝る是兄弟の中に使とかや

【具足】【三枚冑】【左右籠手】【大荒目鎧】【草摺】【如茅葉大長刀】同巻額立論ノ条
清水寺法師に觀音房鑁念房金剛房力士房とて四人あり進出てけるハ是意のゐたへともはせんきハのびて見ん只今おもぶりて本意をとげんとて四人の悪僧ともに具足をしくとりさけてあるひハ三枚冑に左右のこてあるいハ大荒目の鎧草摺ながなるを一重にさせてめかせて茅の葉のやなる

大長刀をもてもしやめらせさんくゝにおよひて（中略）の親吉房弟ハ
昌春とて名高かる後に八土佐房と改名して南都西金堂の衆徒なり

二文字結雁金旗　同条にありて義経佐に奉公すへきにてたる者なり
されハ彼も大切に思はれたり　義経治承四年に院宣并令旨
を給てむほんおこし給ひし時昌春（土佐房）ハ二文字にむすひたる金の旗を
給て功ありてなりける

小刀　懐刀　同巻（坂下合条）武家に生れてかゝるこく弓矢をとりて末代まで
なくその日終へき祥に會（アヒ）あはしかとも常帯をまとひ爪（ツメ）きる程の小刀
桝の柄も身にそへてすゝむ人に手をかくるまでこそなくともある所口おし
き目をみんより八自害をこそ仕るへかりしをもちかくす刻ゆりとと残切られ
たりと云ふ実さへ云伝けれハ弓矢とる者の死へき所にて死さるかいふゆへ
世をすてのかれ家をも出へきなれとも左右なく出家もせす八本鳥（モトドリ）を切れ
たるより八一定なりと沙汰せられんすらんもあり生て世しのかれんなり今
一度誰く共も對面と存て来たりあはし慙（ナマシヒ）に人あまたく出世に立ます
れハこそかゝる無実をも云伝けられきて思ひ立ふるなありとて懐より
刀を取出して本鳥おし切て乱髪に烏帽子引入て袖うちかつきて座
出けることこそ加とくりけれ○或人大丈夫死といふ者坂下の仇なりそれを本鳥を切られたりしを妻子にもかくして本鳥をこしらへ右のことく人口の嘲哢を防し也

重藤弓

弓袋料白布　同巻（康谷条）新大納言青侍を一人招よせて仰られけるやさけまさハ
穏なくきよけなる槐一合縁の上にかきすへたり是なん何となる白布五
十端取出して妹尾多田蔵人か前にかかせて大納言目をかけて日比あはれ
きにたのむより大将軍にハ一向汝をたのむなりさる弓袋の料にまゐら
しぬ今一度ゆかはやとおもへりけれハ頂き畏りて三度して布を頂よりうち
かけて押のけれハ則郎等にわたしてえてなり

鳴矢　白箆ウスヤウツクリ　鏑矢　巻二（白山神輿振 上山上条）後二条関白殿へ鳴矢一
ものうかせ給へかりけるハ二千人の衆徒等においてなかく住山の思ひをたち里さん
の思ひにおもひして八王子権現二度拍しゆゑせん半ありかし（中略）兵（ヒャウ）
主（ス）大明神たち中させあひたまへれハ神の怨欲降伏せよ
と作られけるハ義ぬとて白箆かりうすやうにかりにて作るかふる矢を
書けとうの弓にうちくわせて西へいへまひたれハそのかふらおひたゝし
く京中を鳴まハりて二条殿の御所のもやの御みすのあたりにたつとこそ
て菱らちえん　○鳴矢ハ即カブラ矢也鳴矢ト書テカブラ矢トヨムナリ

直衣負矢　金造太刀　黄伏輪鞍　顕文紗狩衣　火威鎧　切符征矢　重藤弓
嘆物造太刀　白伏輪鞍　同巻（日吉神輿入洛条）小松内大臣重盛公ハ其の日のいてたち
されハ直衣に矢負ひしくこと作の太刀帯てさんせん芦毛の馬乃たく

カモメノシリニハクトハ太刀ノシリヲテラスヿセチラストハシリアガリニハクナリ

褐衣ノ衣ノ字アルハ誤之 以下皆同

射向袖

たくましきに黄ぶくりんの鞍置て乗て伊賀伊勢両国の若党六二十
余騎相具して東おもての先陣をかけたりけり源三位頼政ハ顕
文紗の狩衣に上くゝりしてひおどしの鎧に切ふの征矢に重籐の弓のまん中
とり二尺九寸のいか物作の太刀をかもめじりにはきれんぜんあしげなる馬に白
ぶくりんの鞍置て乗たりける渡辺授(サツク)・省(ハブク)・競(キホウ)・唱(トナフ)とて一人当千の
むねとのものども三百余人相具して小陣の唐門をぞかためたる

【褐衣鎧虫嚙】【黒華威大荒目鎧】【裾金物】【豹皮尻鞘】【黒津羽征矢】【角筈】
【塗籠籐弓】【握太】【大長刀】【黒鞍】

同条 渡辺の丁七唱を召て大流(カチ)の中へ
使者をさし唱生年卅四なけ七尺斗なる男の白くきよげなるが褐衣の
鎧虫嚙に黒皮威の大荒目の鎧のいか物打たるに豹の皮の尻鞘の太刀
帯て黒津羽の征矢の法のとぎず入たる卅四差たるをりしらず高におひなし
てぬりこめ籐の弓れにきりふと取るに大長刀そりたへたり鹿毛なる馬
のふとくたくましきに黒鞍置てぞ乗たりける中(そ)かぶとをぬぎおとし
の前にてさしうつむくしと申せとも使ハ渡辺の丁七唱と申者にて候ぞ
射向の袖をいしおさめてりしこまりて申ければ ○いか物打ハ居金物ナルヘシ居金物ハ裾ノ字ヲ誤シ居トカキタルガ写誤ナリ

【萌黄糸威腹巻】同条 西塔法師摂津竪者かうゑんと申けるハ萌へき糸
おどしの腹巻衣の下に着て太刀脇にはさみて進み出て申けるハ

重籐弓

かぶら矢

大かぶら

小かぶら

二ノ矢

【頼政射鵺】同条 弓矢にとりてこそ無双の者なれば鳥羽院の御悩ぬえと申化
鳥が竹の御つぼに啼りたびたびありければ天聴をおどろかし奉る公卿
せんぎありて武士に仰ていべきに定りて頼政をめして仕れと仰下さるる昔
より内裏を守護しける身侍しやにはよかすかしこまって承はりぬぞ社へきに定り
ぬ頼政思ひけるハけさ座つてへ参りたりつるハさいごまてありけん是を射よと
仰ける猶ハ弓と矢とをと兵今すてんするをそめとそ八幡大菩薩源氏を
捨させ給ハずハ弓をふたちかけりまいらせんへときせいして重籐の弓にかぶら
矢二筋とりくして竹の御つぼへ参る見物の上下諸人めをみはる程に
夜ふけ人しつまりて後の怪鳥二声ばかりおとづれて雲井はるかに飛行
頼政かしこつめて一の矢にかぶらをとりつかひてせてよひきして
しばらくためひやうと射たり大鳴して雲の上にあがりければ化鳥の声に
おどろきて上へハゆかうす共にちかいてとひさがる頼政是を見て二の矢に
小かぶらをとりてつがひきりはなして射て聞ゆりとはいへりひふつとま中を
射きつておとしたりけをとりことへて見ければ鵺なりやおふと矢さけび
する上天皇御感の餘りに御衣を一重かづけさせ給ハしけりとぞ此時
乃きざはしをなかくハりおりさせ給ふところに五月の比なるあまりの事なれば
左大臣志は座すかひて 五月やみ名をあらハせると詠かると連歌をし

蒲扇

かけられたりけれハ三階ニ在けるひさをつきて左の袖をひろけて衣をおほひて
被設ぬむらちなれハ　たそかれ時も過ぬとおもふにとてつけゝりける左大臣
これをきこしめしてあまりのおもしろさに立帰らせ給ふ其よしをいひて
五月やみ名をあらハせる今夜かな　たそかれ時も過ぬとおもふにと打返し
く詠し給たりけり昔の養由ハ雲の外に鴈を射おとせし今の頼
政ハ雨の中にぬえを射とめられけるとそほめられける

赤衣負矢	腋楯	平胡籙

同条　十七日大荒神なるへきよし申へけまハ夜中
にも上腰輿にめして院御所法住寺殿へ行幸ある内大臣宗盛以下供
奉の人々非常けいごとて赤衣に矢おひて供奉せらる左右の雅賢も
ときたてに平やなぐひおひて供奉せらる

○け長門本ノヌエハ鳥ニテバケ物ニアラズ
十訓抄ニ見タルモ鳥之バケモノニアラズ

黒革威大荒目	三枚甲	如茅葉大長刀

同巻　明雲僧正被流罪条　西塔西谷に戒浄房
の阿闍梨祐慶とて三塔に聞えたる悪僧ありけり黒革威の鎧乃大あら
めなるを草摺長に着て三枚甲をおひよきたかし三尺五寸の大なきなた
茅の葉のことくなるをつき大衆の中に中ゆるんそさしこえくかゝりて

白大口	打刀

同巻　行綱返忠条　入道たまにまひ寄るハ六月なれとてひもとかせ入道も
白衣にいそとて白きひろまに白大口ふみくゝみて立出しの小袖うちかけて
左の手に打刀ひさゝみて右の手出て蒲扇（扇）あふぎ使ひける

ホセント音ニヨムヘキ歟

○蒲扇貞丈按蒲葵扇ナルヘシ和名抄ニ見エビロウノ葉ニテツクルナリ蒲葵扇ハ団扇ナリ

甲冑ヲヨロフ	帯弓箭

同条　侍郎等をのくかつちうをよろひ弓箭をたいし
てくわせ候ぞふ

長絹赤錦	黒糸威腹巻	金作太刀

同条　入道ハ長絹の赤錦に黒糸威乃
腹巻ふこえ作の太刀かをめ尻にえきておして尻きまきたきて中門の簀の
縁に出たられけり

ひじり柄ノ刀

同巻　成親卿被召捕条　入道大納言のおもしろ障子をあけ
らふさうとあけられたりそけんの衣しみしゝうなる我白大口ふみくゝみ
てひえり柄の刀をおしくろ強くげて大にいかれる気色にて大納言をはゝみ

赤地錦赤錦	白金物打たる黒糸威腹巻	胸板	白銀蛭巻ノ手鉾	木蘭地直垂

火威鎧

巻三　入道相国可押寄院御所条　若悪法皇をむく入奉て鳥羽殿へおしこめ奉ていつちへ
も行幸なしまいらせんと思ふはきふなり赤地の錦のひたゝれに白きおろし押折た
る黒糸おとしの腹巻の胸板せめてそのかみ安藝守とやし時いたく御厨の
社より神拝の次でにまいり夢を蒙りて賜はりたる銀の蛭巻したる
秘蔵の手鉾乃（イ本ニ長刀）常にわきにはさみたるをたの縁にさゝてそ中門の
廊に出と出て立れありそれけしきおそしくそ見へける貞能をめす
筑後守貞能ハ木蘭地の直垂にひをどしの鎧きてはおまにひさはついてけ

着長

同条　北面の者共の中に矢をも一筋いんする者も候まぬと覚ゆるぞ

侍共に用意せよと触れへし大方ハ浄海方の奉仕思きりたりきせなが
ともとりも出せよと触おらせよと下知せられける

【腹巻】【胸板金物】 同条 子なからもさすかに姿にも巻をきて打向ん
る事面(オモ)はゆくや思はれけん障子をすこし引たてて腹巻の上に素絹の
衣をひきかけてむないたのかな物のすこしはづれてみえけるをかくさん
と頻りにむねを引ちがへ引ちがへぞせられける 清盛公子息重盛ニ対面ノ躰ヲ云

【甲冑ヲヨロフ】 同条太政大臣にのほれる人甲冑をよろふ事輙(タヤス)からしと覚ず 重盛ノ詞也

【鎧袖】 同条 侍共に至まで鎧の袖をぞぬらされける

【紫地鎧直垂】【櫨白鎧】【白星冑】【黄伏輪鞍】【物具】 同条 あかまくしとて
ぐばと立鎧(ヌヒ)て車の内に用意せられたりける物具めしよせて紫地の鎧直垂
にはしの白の鎧を着て白星の冑を春王と云新色の首まかけさせて并の
大将宗盛の黒栗毛の馬に黄ふくりんの鞍置て舎人にひかへたるを引
よせ乗りて出給ふ 右重盛の躰ヲ云

【小具足】 同条 入道の舎弟さつまの守忠度小具足計とりけりて一騎
をせ来られけり 中略 君を守護しまいらせんとて小具足めされけて只今
院参ゐらんとは申されけり 右忠度ノ言 重盛ノ事ヲ云ナリ ○小具足トハワイタテコテスネアテノルイ鎧ニ付ク小道具ヲ云ナリ

【竹現太刀】 同巻 土佛ノ条 難波次郎に作られたる竹現と申す太刀ハ膳宰相
の元とふ仰りれを承て此軍書とともに必参らせよと経盛に仰付ら
る作のめく是を参らす竹現ハ神劔とぬて家藤第一の重宝と存ぜし
今の世までふ伝ひ ○新大納言成親願書ニソヘテ住吉大明神へ奉納セシナリ

【長刀柄蛭巻】【腰刀】 巻五 学生堂衆合戦条 義竟四郎長刀の柄を蛭巻のところ
よりうちおりふたり腰刀をぬきくみかかれるを首をうちおとしぬ

【白銀蛭巻小長刀】 同巻 厳島次第条 云夜は吉祥に通夜せられたりけれハ宝殿
の内よりおろかなの蛭巻したる小長刀をたまはると見られたりけるがうち
おどろきて枕のうへをさくりけれハまことにありかしこまて是を禮冲
下向せられけり ○清盛ノ事ヲ云

【七エミ作弓】 同条 佐伯茂本 論言を承て河内国掃部のまもることをもとめり
て弓に流してさいなこ北ふ入く件の鹿を射とて

【御物具】 巻七 法皇御羽改幸条 御もの具をハ御経のそこに合せたりて御車
に入て遣る ○貞丈云物ノ具トハ道具ト云事ヶ調度トモ云モ又同シ公家ニテハ装束ヲ物具トモ云武家ニテハ鎧ヲ物具トモ云各其家々ニテ第一ノ道具ナルユヘニ云ナリ

【平氏赤色源氏白色】【義家捧白色】【忠盛捧黒色】 同巻 高倉宮条 三位入道参 今案事、
情、平氏捧赤色持世是火性也今既果報之薪盡而無可令放光之處上
又平氏以平治之年号持世之事治承之比上下之字倶水以黒色水可滅赤色
火昔平治今治承以三水之字作年号只本末以水失火事古今不可有

薄青也襖ハ訓ヲ借リタル也

疑者也兼又今年支干金与水也故色者白与黒也爰尋其先蹤者八
幡太郎義家捧白色白色則金性也刑部卿忠盛捧黒色黒色則水性也
金与水和合生長之持相也 ○頼政之言

【馬者武士之宝】【ヌカノベ立】同巻 頼朝令旨施行条 仲綱年ごろ家人東国にありける
がぬかのべといふちの鹿毛なるのならびなくたくましきがはしりいちもちあり
けるを伊豆守にをくりたれる武士のたからはかゝるにまさる宝ハいかでかあるべき

【秋霜一佩】【白覆輪鞍】【厚総鞦】同巻 宮御謀叛露顕条 内府自筆に状を出て仲綱がもとへ
つかハされけるよべの御ふるまひきんしやうらくとこそ見えてはしりがをへやてこそ
はいりすべくはへとも 駑馬一疋秋霜一佩まいらせ候とぞ書きたるのみならくあく
ましきに白ふくりんのくら置てあつふさのしりがいかけて長ふくりん
の銀剱錦の袋に入て盛嗣を使にて送られたり 【太刀袋】上に見えたり

○秋霜トハ良剱ヲ云ナリ朗詠集ニ雄剱在腰抜則秋霜三尺ト見タリ小松内府ノ状ニ馬ヲハ駑馬ト卑下シテ太
刀ヲハ卑下セズシテ秋霜ト書レシハ不相応ナル事ナリ

【長覆輪銀剱】右に見えたり ○長フクリントハ芝引モヨセヲオシマハシテ連子テ作リタルヲ云ナリ

【薄襖狩衣】【衛府太刀】【弦袋】巻八 高倉宮御出家条 信連ハうすあをの狩衣のしたにもよき
をどしたるまゑふの太刀を帯て弦袋をしりへおしまはしてゑぼしをん
のくびにをし入て狩衣の小袂よりまを出して中門の中にたちすくしたり

【草摺】【大腹巻】【左右小手】【折刀】同巻 信連戦条 宮の侍の中に長兵衛尉はせべの信連

と云者之いましめぬかりそてかりきぬの帯引きつてなげてむかひ候へばすくも
さむ者すりのたちみへたり急ふの太刀をぬきてとんでかゝるまた 畧中 光長が下
部よりあけとやかるくきやうのものいかにのめるが太刀きつて紀に左右のこて
さいて打刀をぬきあはせて中に廻りてたりければそれをはらち落てはらへ
乱入んとしてかゝりける官人十人が中へもつて入て 畧中 信連えとより
ほれをの中で衛府の太刀打れとみをたかゆて切りせしれども余りに
うたれてゆるされハひざにあててかしなほしく又九人きりふせたり

【萠黄糸威腹巻鎧】【白柄長刀】同巻 獏眼赤髭男ノ条 光長が下部に七郎やなき清とて大
け七尺斗なる男の太刀をもつて十余人がちかくかゝりと叫へしさうまなこの
ありひげなるがをえぎいとおどしのちはら巻よろひて白柄の長刀持たり
かゝるが一人当千の思ひをなしてまのゝたにわれもきたりけるが加ぶとを
をバきず太刀をはらひわきにぬきて長刀をひつめて信連が方へとんでかゝれハ

【馬官】同巻 源三位入道弛系三井寺条 あんまかり丸を名を改て左大の股ま宗盛とまやき
をあてたる 同下文ニ 左大のそうま宗盛と云火印あり ○腹巻鎧ヨトハ腹巻ヲヨロヒナルヘシ

【打刀】同巻 自三井寺擬押寄六波羅条 あてにせうあん坊のあさありけいあう衣をきてそくまかた
らはゝみて大あらうち刀さしてすゝみ出て申けるハ

【褐衣鎧直垂】【黒革威大荒目鎧】【黒津羽征矢廿四刺】【七曲黒塗弓】【三尺五寸太刀】

熊皮尻鞘 三枚胄 鳥黒馬 黒鞍 黒革威鎧 黒革威腹巻 同巻 橋合戦ノ条

三井寺の方に三井寺の悪僧浄妙明秀と云者自門他門に由るされたる者也橋の上に進み出て名乗けるを聞かんと好て装束たり褐衣の鎧直垂に黒革威の大荒目の鎧まつらめ沈羽の甲の緒しめ三尺五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入てさげ黒ぬりの弓持三枚胄の緒をしめ長刀とりて七曲しなる黒ぬりの弓持て

黒ぎ黒くろきを射て敵を射り同宿十余人皆同じ色の褐衣の直垂に黒革おどしの鎧きたり是権世に入同黒革威の腹巻きて橋の上へ歩向ひ

類貫 同条あれいらとみる所に今ひきを見てつぬきぬぎて好む長刀さやをはづして左の手にきらいんで

箙 右にんたり又同条敵十二人いころして十一人に手負せ矢一ツハ箙に残り

長刀之目抜 同条一来法師そかもおとら次第りにわれるもとよりつゝひつけなる長刀をとらふをとりきりとつゝひられハおりてをむける者も寄し入人なきなふし九人と云に長刀のめぬきおれにけり

太刀目抜 同条鵰ノ文ニ 寄ってたちぬきて戦ひけるが太刀の目人切ふせ五人と云にはおまりちうちおとりて向合ける敵の胄のまつうを強く打たりける程目ぬきのをとりおれて太刀ハ川へさつと入れむ所ハ腰刀をとりけり之

腰刀 右にあんとり古代ハ陣太刀と云物なし太刀と腰刀計之 腰刀ハひきり刀なり

火威 赤箙 同条伊勢国の住人古市児玉黨に藤次郎真康京黒田お宿に上三騎するを討させて火威赤下の鎧武者河に流て浮ぬ沈ぬして網代に流寄て弓の弭を岩のとに懸て掛て浮上り三位入道から見たり伊勢むさや皆火威の鎧きて宇治の網代にかかりぬるか郎て討れにけるを討させすよと忠綱中けるハ張きたるをハ弓に立よ弱きをハとりて肩を並べて手をとりくみ引きさき押ならべ向の尾より手綱をすてりて弓弭をとらせよ向うるが力を一にして手綱をくれてお出しせよ

胄天邉 真向 射向袖 惣具 同巻 宇治川条 足利又太郎 三位入道の三百余騎矢先を揃へて射ける所をは手綱をすくふて向ひ寄ませよ有るの尾乃及もん所をはふあるハ前輪にかかれ水つまハ志づまに鞍うつよくふめあふれハおとく弓よく鳴くなをかうとし手綱をみをあうせよされハとて川ろくお河中にて弓が引くな胄の志ころをかたむけよかたふけ過して天辺射さするな射向の袖をまへ向てよるハれ一やしそと二浮し一文字におしならべ手本とて三百余騎一騎も流さず橋より射させて立ち惣具の氣つくさせてあかりさくりてむかへの岸をきつとつき

国立公文書館 National Archives of Japan

いかもの裾金物なり裾ノ字略シテ居ト書タルヨリ写誤之

木蘭地直垂｜火威鎧｜沢潟裾金物｜鍬形｜白星冑｜紅母衣｜大中黒征矢（ニ十四サス）｜滋藤弓
白伏輪鞍｜皆紅扇　同条忠綱ハもくらん地の直垂にひおどしの鎧の沢潟をいか
ものにうつたるに鍬形うつたる白星の冑ゐくびにきなしてくれなゐのほろを懸大
中黒の廿四さしたる征矢負ひしてしげ藤の弓のまん中にぎつて連銭芦毛
なる馬の七寸あまるたくましきに白ふくりんの鞍置てぞ乗たりける
平等院の前にうち寄てくれなゐの扇ひらきつかひて申けるは

長絹直垂｜シナカハ威鎧｜赤地錦直垂｜黒革威鎧｜萌黄生絹直垂｜火威鎧　同巻
三位入道父子自害条　三位入道其日ハちやうけんの直垂にしながはおどしの鎧を着今日
を限と思はれけんハわざと冑ハきざりけり子息伊豆守仲綱ハ赤地錦の直垂ニ
黒皮威の鎧きて是も矢つかを長くひかん為に冑をハきざりけり舎弟源
太夫判官兼綱ハもえぎのすゞしの直垂に火威の鎧に白星の冑きて白
芦毛なる馬にぞ乗たりける

箙之硯｜臑當之外　同条右の膝節臑當のはづれを射させて疵をふまさり
それハ郎等の肩にかゝりて平等院のつり殿へぞ入にける　中略　郎等共ハ防矢
射させて自害せんとせられけるがゑびらの中より小硯を出してつり殿の柱に
かくぞ書付られける　むもれ木の花さく事もなかりしに身のなる果ぞ哀なりける

首直垂ニ包　同条入道（ヨリマサ之）太刀を抜て伊豆守（ナカツナ之）自害だしまろくするを是ハ後代の拙徳
ゐてあんずるぞ是をなにあへてぞ念佛百返計申て太刀のさきを腹にあてゝ
たふれかゝりて死にけり其後下総守仲人へ河辺三郎よりて首を取直垂の
袖につゝみ抜髪へ板をつきやぶりてかくしてけり

首直垂ニ包｜中刺　同条宵（ハヅリ）ハ宮浜しのおとこ柱を楯にして命も惜まず戦ひけり
二人の子も弱禄来て三位殿も御自害ありぬと申されけれバ入道殿ハ流かなしき
余りせるといひけれバ丁七唱泣き泣きあせてひけれバ扨ハ何かせんとて
孫下に敵にかれるよりをあらしぞて軍をバせで中ざしぬきておとこ柱にあて
へ立て歌をそ一首よみたりける　君が為ありぶはぶくとせし程に世をうぢ川に名をむ
なしいひけるまで八自害せんとせける　中略　ちぶくひなき命をとてまでおちなるこそ
口惜けれ　中略　父ハ志がいして死ぬれバ水をもむるに及ばず父か臣に付て都もおし
まで泣く〳〵帰来るにあらずむなしき父の首をかき落してよろひ直垂
の袖につゝみなく〳〵おちけるこそむざんなれ

引合

腹巻違袖｜下腹巻　同巻（宮被討御条）寺法師に發後の阿闍梨覚尊といひける者供
にありけるが様に思ひ付参らせて御身ちかくゆりけるぞゆんの衣にちがへ袖して
下に腹巻きて三位入道のひかれけるあぶかゝ廉毛にてぞ乗りたる

腰刀｜後巻之引合　同条覚尊が（くゞいさいニ）ひざぶしをかせきにいつなぬれてひざ
ついゐて腰刀をぬきて後巻のひき合をおし切てはらかき切て其の後そのこ

まりける法師ふしぎなりとて取出てやがて其の時佐に参る其死になり

【七寸許刀馬尾巻柄】【腰刀】巻九 文覚法住寺殿へ勧進ノ条 院の法住寺殿へ参りて勧進加
あるべきよし申ける（中略）ふところより七寸ばかりある刀の柄に馬の尾を巻たる
が氷なんどのやうなるをぬき出して走り向ひけりこれは北面の者ども大床の
上へ逃げのがりぬる間院中さわぎどよます公卿殿上人出前の座を立さはぎ
あふける七尺計なる法師のすゑれたる大力なりけるがごとし刀をぬきてむし
ほめぐりなりければ誰ひよるべき様もなかりけるまではありこともいかゞするぞやとて
上下騒さはぎあへり

【太刀ノ峯】右ノ文 ツキ 安房右なる太夫が当職の時武者所にてはけるが太刀をぬきて ○右刀ト云モコレ刀ト云モ一ツ物ナリ
たしを向て太刀のみねにてさしつかまえ左の肩を首へかけて打ちかけるに
かひるむやうにさけるを太刀をすててひきいだきとりけり

折烏帽子

【黒漆太刀】【竹矢籠】【黒漆弓】同巻 文覚兵衛佐殿始対面条 ある時折烏帽子に白き小袖一ツ
きて白地小袖にあしうたおひておく表の太刀をきまえさみて杖つきある
男一人来て湯屋の東西を見まはる文覚は目をもてあげすがまの火うちた
きて又たちよつけなる男のあく表川の弓持たる一人来るさ地に来つるへの
下人とおぼしくてとをにありにまうとへとぞそれ兵衛佐殿とこそおはしたれ
といひてささやくめり

【白旗上結付院宣】同巻 兵衛佐殿始賜院宣条 石橋の合戦の時も白旗の上に此院宣をば
さほにむすび付られたりけるとぞ見えし

【猪武者】同巻 兼隆被討条 ここにかげ高 景廉ナリ きりなき武者をそのそむけ
みず乃兄の走むしやにてありける

【白銀蛭巻小長刀】同条 兵衛佐殿かけひろをめし返して白金の蛭巻
したる小長刀を取つがえ出てこれを諭る

【太刀ノ帯取】同条 次白くかきたてかかるさき障子をそうりけるとわめきて
あけて太刀の帯とりほうすはかりの上にて敵これにへゆりと見むこ出なり 兼隆ノ

【墓目】【鏑】同巻 石橋山合戦条 兵衛佐方よりも時の声を合てひきめかぶらをいくれ
ども山ひこあつくてかゝきの大勢にもおそろしすぞ見えける

【鶴本白】【中刺】【塗篭弓】【十三束】【曽手先】同条 さる程に文三家安あゆみ出て（中
ける（中略）矢一つ取ちがへんとて鶴の本白の中さしをぬき出してぬりこめの弓
に十三束をよひきいてたりけるがかぶとのまさきをいつらぬく

甲ニ手ヲ入ルニ 巻十四ニモ見

武家ノ式随兵片白多見タリ 肩白ト同カラヌ肩白ヲハワタ白ト云

【片白鎧】【裾金物】【白母衣】同条 俣野いかにもあまりにふくくて献も此方も見わか
ざらに名みはなしいひけれは大庭（オホバ）ないひけるぞ吉田は芦毛なる弓の字にもわれるが
ぞう白の鎧にすそ金物打て白き母衣をかけたりつるをそれを敵にかまへてなめそそ（中略）

【鞘巻】【鎧巻】【鎧引合】【甲矢遣】同条 俣野が云けるはふかく此者かな鎧の毛たてもさぐ

れしといひけれハ二人の者とも鎧の引合をさしてたるを太田さしつれて右
の足にて長尾か胸をむずとふむ新五ふまれなから左右太田に二刀たけたり長
尾ハてあふれたりその間に太田刀をぬいて膝頭かいひきをくふきれずさせ
よもくなをらず刀を持上て云すかるを見れハさや巻のかりくゝけてさやなから
ぬけさりさや巻のつかを握てぬかんとする所を新五か舎弟新六おちかゝ
りて余一かえひらのあたりをひかと蹴て加ふとの手にまに入
てむずとひきあをのけてさらに首をかきたりけれハ又せず切けり

刀　栗形　鞘尻　刀右ニ云ヘたり鞘巻を云たりさや巻も右に見へたり

弓手　草摺　鞦覆輪　胸懸ツクシ　畝ニ鎧ノ後ヲ見スル　同条　たきの太郎同子
息彦太郎秀光以下兄弟五人兵衛佐の源氏に付きて逃かゝりて此先ほ
落ゆかに大将軍とこそ見ん中せいかに源氏の名折そ鎧のうしろをかさる事
見せらる事そきかるありや返し合せよへとおめいてかけしとやおかさま
あん只一人返合て矢一つこそ射けるまたそれたき二郎か弓手の草摺ぬひ
さしまいつかぬく二の矢に名乗の太くあんに立次の矢かりかき乃か
子息彦太郎かうちのむなかい深く立けり

楯突軍　駈組軍　馬武者射様　三浦人々小坪合戦条　和田小太郎義盛　三浦荒平さら光まいひけるハ楯
突の軍ハ度々ありけれともかゝるの軍ハこれか始めにかゝる事にあふへきをといひけれハ

人ヲ同伴スル事ヲ具足スルト云

さて孫光中けるハ今年五十八になりぬいくさにあふこと十九ケ度まことに軍の先
立せん光まてあるへしとそ中ける昔振るきも弓手我も弓手にあつれあひうちとけ
弓を引へかゝすなきまをはかりけてありあはせくして肉にかゝるを長を引
矢をいしと矢をためるかゝて矢をたゝひねふへし矢一もあたてハ次の矢をい
をきうちくハせてかゝるまき此うち甲をかふるにかけかへ昔振ハよるいる所ハせざり
それをも中比よりハすゝむ者やるのふとむかうをいつれかも孫ねとさせてうち立
まありぬれハ身やたきこそ又近代ハ押寄て組ても中に落ぬれ
ハ太刀かたなまて精真ハはありとそ中ける

貝足　同巻同条　稲村か崎に義貞これを三四騎むかり打出てれ小太郎これを見てか
小来たる武者ハ敵か又くそくのさかりなるかといひけれハ三浦荒平されとも
まハさるへき人もおほえず次郎殿ハかりこそ弾金をのかりまうる世語つれあれより
あるへき人覚すと中けれハ　○ここに具足といふハ鎧の引合ハあるいハ具足したる人と云事そて同道人ハ引さかりて一度にあらすといふるナリ

赤旗　旛楯　同条　畠山次郎五百余騎にて赤旗かゝやかして由井の濱いなせ川の端に陣をとる
同条さる程にあふすまに川上てかいたてかいて待つる三浦別当よ一本住り
すてに合戦をもしまると見て小坪坂をおそれせにをしよす

小相撲　刀　胸板　内冑　遠矢　首ヲ鞍取付ニ付ル　同条　濱の古霊（レイ）の前に西和田
の次郎義茂と相模の国の住人浅の太郎と組て落ぬ連ハ大の男也今に

すゑれてだけ高く飛び高いなり和田はかせいちさられども呼ばはるにすまふ
にそがうきを強めまうけて高い聲を出して浴打際に拍をせさせてのけ、
さ海になければせらく胸板の上をふまへて刀をぬいて首をかくこれを見て
連浦ゞが郎等落合たりけれども和田太刀を内冑にうち入たりければ
只一打に首を打落す二の首をすゝらせて休居たる所に浦ゞが子息乃
二郎馳来てさんゞに射られは義茂がいひけるは親の敵をわかに見とて
とれ共居ゝら弓勢にて志らそを矢はよしをもつ鐙は只せらし拍を討
れぬさきに落合うしおそろしきうようぬは但よしをち軍につかれたれ
ばすむ久はすまし首をそのへてきたうれんするぞとなげまされて浦ゞの
二郎太刀をぬいて落合より和田の次郎ははやさと冑のちちをがゝりと
うるせて引よせてむしとおさへて刀をぬいてふひをかく二の首をとる乃
名ぬけは付て浦ゞらふひを取ゝて手に持来りたり三日の高名和田の次郎
にきはまりたりとかゝる物を治方ものゝ志りけり

【浅黄糸威腹巻】同巻（衣笠軍条）金子返事は申けるはさうらけ張りぬよく
のみて城をは只今落し申へしとて居ゝて冑の上にあさぎ糸のをどしを
打懸て打を取るます攻寄られば

【冑上腹巻打懸】右に見へたり

【白直垂】同条 大介らうくとして志らそも所労の折節なりけるが白きひた
たれに烏帽子おし入るまゝきのせられて雑色二人をまるの左右に付て膝
を押せらく太刀斗をいてかゞ死の中へ打出んとしければ

【ヒタ冑】【片手矢】同巻（兵衛佐殿落 安房国渡条）伊豆入道世務をかりひた冑にて立て
矢をはめて返来る

【笠符】同条 兵衛佐殿の舟にてやあらん又敵の舟にてやあらんとて
弓の弦を志めして用心して有けるが船を海中に近付これを見れば、まこと
に兵衛佐殿の御舟なりと笠志るしを見付て三浦の船よりもかさ
志るしをとそあげゝる ○此笠志るしは甲冑乃志るしを云にあらず舟志るしを
云なり 昔の詞に何の志るしにても笠志るしといひしとあり

【大幕】【白旗】巻十二（弘経 経胤率 多勢条条）千葉介たねまさ申すは此川のはしに大幕百でう斗引
ちらし白旗六七十流うち立てをかれたり(?)これを見ん皆は江戸かさいの者共（葛西）
皆参りゆらんと申ければ左さるべしとてそのうちよせられる程に六千余騎に成にけり

【草鹿さをしき的】巻十（衣笠軍条）ある時は草鹿出て欽なるも返答しある時はゝさてかりがねにかれらく
引退きなるとすることそめをなさましておもしろいかれいふことのいふはなき
草鹿さをしき的なとといふやうに見なすとはいふまゝに敵をもて打ゝりける（三浦大介義明之）さんざんに

【白旗】【白弓袋】巻十一（畠山初参条）五百余騎にて白旗白弓袋をさして参りて此旗をさして出仕
入道きよりとをや中たる旨 畠山重忠が四代の祖ちち十郎武綱初て参りし旗をさして出仕

仕て先陣をかけて列らの武衛追伐せられし時軍兵二手にわかち父は旗をさして即時に
打落しゆき源氏の陣をめかけて父らたいお傍の陣ゆゑいせよて我その吉例とや
せとちんじゆられしハ（中略）畠山がのさまひけるハ識にちんじゆ示いそれなきにあ
らず我日本ハ平げんなどハ一かう先陣を勤（キン）むべし汝ら旗にハとの皮を
押べしとて藍革一文（ヒトモジ）にそれされたるとやをれなりしてそ小もんの旗と申なる

白旗ニ藍革ヲ押ス　**小紋旗**　右にみえたり

鎧ノ草摺　同巻（大庭逃遁ノ条）中に取こめられて当かなはじとて鎧の一の草摺を切落して
て二所ごんげんになげて相撲場よりくへまて奥の山へ逃こもりけり

軍礼　**節刀**　**鈴**　**大将軍**　**副将軍**　同巻（維盛賜鈴条）昔ハ朝敵のうて（討手）に出向大将軍
先参内して節刀を賜る（旅伐）ぞんぎ南殿に出御ありて近衛階下に陣を引内弁
外弁公卿参列して中儀節会行はれ大将軍副将軍各礼儀を正して是
を給はるされども兼平天慶の先蹤も年久しく成てたえへにし今度は讃河
院の時康和二年十二月因幡守正盛が前対馬守源義親を追伐のために出雲
へ下向せし例とぞ鈴ばかり賜て革の袋に入て雑色の首にかけさせけりとかや

節刀　**追伐宣旨**　**相撲節會**　同条　此人々の先祖太祖の貞盛秀郷が上平左と申
なる時将門を追伐の宣旨を承りけるに先例にまかせ節刀を
賜るべき今の奏をなて相撲節会の時方屋左右の大将の礼儀なまじある弓場殿
の南殿にてこのせり出るに大将ハ貞盛副将軍ハ宇治の民部卿忠文なり

赤地錦直垂大頸端袖紺地錦ニテ色エタル　**萌黄匂糸威鎧**　**沃懸地金覆輪鞍**　同条
権亮少将維盛ハ赤地の錦の直垂に大くびはた袖ハ紺地乃錦にていろへたる。もえ
ぎにほひの糸威の鎧にきんせんかうしけなるるのふとくたくましきにいかけ地の金
ふくりんの鞍をきて乗りたりけり

矢合　**矢束**　**情労**　同巻（源平合戦川対陣条）十月廿四日あすハ矢合と定める
同条おのれほどの弓勢の者いか計あるんと問れハ（宗盛向斎藤別当）実盛あざ笑てさも弓
勢の者と思しめされ候ハわづか十三束にこそ十二束十四束をいるものこそ多く
候へ弓ハ二三人張三四人張をのこ持ては鎧二三両かさねて羽ぶさまで射ぬき候者
実盛見てたに七八十人も候らん（中略）馬ハ情労（バンロウ）たるの京出で出町計こそ候も打
上らへ下り伴られてゆく故に東国のあつての武者共に一騎にて向かれそうろう面
を向ひ候べき坂東武者十人に京武者二百人をむかはれ候とも見ずれ

矢十二束十三束十四束　**弓二人張三人張**　**矢ノ羽フサ**　右にみえたり

幔幕　同条　平家の陣を次第にかれまはりたるに人々まんのまく打あけて以く
まで見れども返すといふ人もなし
○桜本彩先生ト云者ヲ使ニテ平家ノ陣ヘ合戦ノ事ヲ云せて

大幕　同条　大幕をうす鎧返をさて刀弓矢具足いくさとにいふるものも
多く捨置て一人も返へさりけり
○此条ニ具足ト云ハ都て軍の道具をさして云之　鎧返巻の具ハ上とあり鎧返巻の外の物ヲ云へ

實名

二毛馬

大矢の矢つぎ早

【鳩瑞】同条に牟礼藏人高名にのらす表矢をぬきて鳴り流れの水色の中に鳩あまた浮かりけるとかや

【表矢】右にいへる所を上さしのかふら矢を云なり

【上総鞦】同条かつさのかみ忠清が名を得て此ように讀たりけり

ふじ川は鎧はすてつ墨染の衣たゞきよ後の世のため　たゞきよハあけのことなりや

衆ありけんかけぬに落るかつさあふり　忠清か本の名ハたゞきよと云けれハ讀り

【褐衣鎧直垂】【萌黄糸威腹巻】【黒革威鎧重着】同巻 南都合戦条 其中に坂乃四郎房永覺とて世にある悪僧有けり打物取ても弓矢とても七大寺十五大寺に肩をならぶる者なし大力の強弓大矢の矢つぎ早の手きゝにてさげ針も射はづさず百度射るとも一矢もあだ矢なき怖しき者也そのたけ七尺斗也褐衣(カチ)の鎧直垂に萌黄の糸威の腹巻の上に黒皮威の鎧かさねて着て三尺五寸の太刀をはき二尺九寸の大長刀を持たりけり

【紫取染唐綾直垂】【赤威鎧】巻十二 小督局条 近衛殿ハ 一条大納言女 後にハ九郎判官義経の一族の事件侍給ふ名たてられてゆるしけるか判官の歿後へ落時に紫(ソ)すそ染の唐綾の直垂に赤威の鎧に芦毛なる馬に乗て判官か尻にうちあはしうたうの鐙踏て立ちくになりにけり

【褐衣直垂】【華威鎧】【揉烏帽子】同巻 黒俣合戦ノ条 褐衣(カチ)の鎧直垂に草威の 衣ノ字入ラズ

鎧着てもみ烏帽子ひき入て鹿毛なる馬に乗て川端に歩せ出し 越中前司が末子 江州石山ノ住侶 悪土佐金蓮ガ躰也

【赤地錦直垂】【小櫻黄返鎧】【金伏輪鞍】同条 赤地錦の直垂に小桜を黄に返したる鎧に鹿毛なる馬に金ぶくりんの鞍置てぞ乗たりける 十郎藏人が家ノ躰ナリ

【火威鎧】【白星冑】【紅母衣】【白伏輪鞍】巻十三 筑摩川合戦条 佐井七郎弘資出たちは火威の鎧に白星の冑着て紅の母衣かけ白葦毛なる馬に金ぶくりんの鞍置て乗たりける

【赤革威鎧】【銀形冑】【母衣】【金伏輪鞍】同条 赤革威の鎧に鍬形打たる冑の緒をしめて母衣をかけ連錢葦毛なる馬に金ぶくりんの鞍置て乗りたりけるが弓手に射合せて信濃国の住人富部太郎家俊と名乗

【旗差】【赤旗】【白旗】同条 木曽方にてあきて我が方に向へとここの旗さしもちたりけり 同条 木曽堂の前にて旗差に赤旗をまくりて鈴(オサヽ)に付てほし置ける三百余騎りくりてかけ出る 中略 光盛こ名をてぬハ赤旗かなくり捨白旗をさしとあけて出たるハ 井上九郎光盛ガ躰ヲ云

【鞍トツ付ニ首ヲ付】同条 佐井七郎を組ておさへて首をかくれもさりけりさきしかれたり重光をうしきのとつ付にハ其の首の付たるを切落して敵の首となりへ来て 中略 佐井七郎が家の子郎等三十七騎おめいてかく重光二一の首をむすひあはせて鞍にある付てるにひとと云て 〇富部太郎家後カ郎等 杵渕小源太重光カ躰ナリ

鐵甲冑 同巻 源氏追討祈条 十四日鐵の甲冑を大神宮へたてまつる 昔天慶に小将門を追討の為に鐵の鎧冑を奉りたるか嘉應元年十二月廿一日の炎上の時焼けにけり今度其例とそきこえし

笠懸 同巻 頼朝義仲中悪条 兵衛佐にとのかさかけせさせんとて笠懸七度射て母やめけるを見せられけれは母もけにそ見しりてあやかりなんとて涙をおさへて見給ひけることそあはれなれ 義仲ノ子息清水冠者兵衛佐の養子トナリ鎌倉ヘオモムクトキノ事ナリ

矢文 同巻 火打城軍条 或る時城のうちより平家の方へかぶら矢を一つ射越たり あやしとおもひてとりて見れは中にむすひ文ありこれをとりて見れは城の中へよすへき道をそ書たりける 斎明威儀師カ射タルナリ

内冑 同条 斎藤太郎も内冑を後へいぬかれて川中へ落たりける

矢並繕 同条 冑の緒をしめ矢なみつくろひて敵を待ところへ

貞丈按牛ノ角ニ火ヲ結ヒ付トハ不審也 尻ニ火ヲ付ヘキ事ナリ 首ノ方ニ火アラハアトヘサカルヘシ

石弓 **火牛** 同巻 加賀国富樫林カ城軍条 上の山には矢庫を箕のふちのやうにかきて下には石弓をはりて何万騎の勢おそひ来るとも一騎もとおるへからさるかまへなり 中略 斎明威儀師か計に雅にいくらも牛をとりあつめてたいまつに火を燃して牛の角に結付て四五百余頭城の口の上の坂へ向て追ひ上けり ○巻十五 妹尾太郎討死ノ条 小竹か迫り西の方高山也 け道ハ上に石弓をはりて木曽を待かけたり

矢倉を箕乃ふちの様にかく 右に見へたり

箙小硯 **褐衣直垂** **首丁頭巾** **伏縄目鎧** **黒漆羽** **赤銅作太刀** **塗篭藤弓** 同巻 新八幡願書条 箙乃中より小硯を取出して畳紙(タヽウ)を取ひろけて覚明この日褐衣(カチ)の鎧直垂に首丁頭巾して伏縄目の鎧に黒漆羽の矢おひて赤銅作の太刀のすしなかなるにぬりこめ藤の弓脇にはさみて木曽か前にはひさまつきて出たり

白旗

矢入

表矢 **鳩瑞** 同条 此願書と十三表矢(ウハ)をぬきて願の奉けるに華やかなる男の見の下にかくし持せて思ひやりに大菩薩の社壇へ送りけるに頼もしき(タノモキ)八幡大菩薩の計に二つなき心さしをや鑑(カンカミ)給ひけん霊鳩天より飛来りて白旗の上に翩翻す

鏑矢 同巻 砺並山合戦条 源氏の陣の方より精兵十五騎を楯の表へ進ませて十五騎のかふらを同時に平家の陣へそ射入たる 平家おもさはかす十五騎を出し合て十五のかふらを射かへさす(答)

後矢 巻十四 志雄軍条 平家つよからんには後矢いんずる底つもりなり

練色ノ魚綾直垂 **火威鎧** **白星冑** **大中黒矢** **重藤弓** **黄覆輪鞍** 同条 武蔵三郎左衛門有国は練り色のきよりやうの直垂に火威の鎧に白星の冑猪首に着なし大中黒の矢かき負ひたるをかしらたかに負ひなし重藤の弓のまん中取て(取)

月毛なる馬の太くたくましきに黄ふくりんの鞍置て乗たりけり

赤地錦直垂 同巻 実盛討死条 長井斎藤別当実盛赤地の錦の直垂着て三百余騎にて押寄たり○又同下文ニ実盛京を出ける日内大臣に申けるハ故(中畧)へ出錦のひたゝれをきよと申候今度かつうハ実盛の所望なり錦の直垂の御免をかうむるべしと申けれハ内府かつうハあはれにおぼしめされてさらハおかすとてゆるされけれハ悦てきたりけり○又云光盛らが鎧をとらせて木曽の前せめふせはへりて候へ共木曽殿ハ心強き者なるらんと斗申てなのりははず侍ると存はへれ共ふしきの事をきゝてけれ

小貝足 **内冑** 同巻 伊東九郎討死条 間下四郎みかたより三騎をきに大なる岩なりそれか上に有けるをかくらせきたるかゝきをハいたゝひて自害せんとや思ひけん小貝足をきりすつる所を内冑をいさせて死たり

藤青生魚綾直垂 **赤威鎧** 同条 赤藤ノ守親頼事条 赤藤ノ守親頼かすのいとのすしきよろのひたゝれに赤威の鎧着て白芦毛なる馬に乗て

藤塗烏帽子 **白帷子大口** 同巻 平家都落ノ条 内大臣ハ藤塗の烏帽子に白きかたびらに大口斗ぬきてひそかに建礼門院の御前にまいり糸中給ひけるハ

畫御座御劔 同条 御まはりに御座まてまされハ取落す物おはりけり昼の御座の御剣を残しとゞめてけり

鎧左右袖 同条 六代御前被召中門に走出鎧の左右の袖にとり付て父ハいつくへ行せ給ふぞや我もまいらんとてしたひ給ひしこそ

赤符 同巻 池大納言都落条 頼盛を始として出ていつくをさりともなく女房をさへひぐして旅ゝちぬる事の悲しさよ侍共皆赤しるしとり捨よとの給ひけれども

征矢 同条 越中次郎兵衛盛嗣これを見奉て殿下を落させ給ふこそ口惜くは拘らずと先駆せんとや申すにかゝる征矢たけておひたりけり

緋村濃直垂 **黒華威鎧** 同条 貞能ハこむらこの直垂に黒革おどしの鎧着て大臣殿のおまへにて馬より下て弓わきにはさみてかしこまって申けるハ

箙ニ巻抜入 同条 えひらの中より百首の巻抜きて門より内へなげ入て忠度今ハ西海の浪に沈まばともうけ世に思ひ置事ハ候はず

縫物直垂 **萌黄糸威鎧** 同条 経正ハ練貫に鶴を縫たる鎧直垂に萌黄の糸威の鎧を着てぞ参られける

赤旗 同条 さらハ暇(イトマ)申て甲の緒をしめる所に御所あり共にはしられとも旗出る所ハ赤旗一なかれさゝせて南をさして歩せたり

○経正仁和寺守覚法親王御所へ参りし時ノ躰也

白旗 同巻 高倉院王子御位可即給事条 近江源氏錦古利冠者白旗さゝして先陣に候たり

褐衣直垂 **黒糸威鎧** **赤地錦直垂** **唐綾威鎧** 同条 行家十郎蔵人ハ褐(カチ)衣の鎧直垂に

貞丈云今世ツルヲサスト云ハサシツグ也

黒糸威の鎧着て右に従ふ義仲は赤地錦の直垂に唐綾威の鎧(ヨロヒ)きて左に候けり

縁塗烏帽子　**引柹直垂**　**弦ヲサシツグ**　巻十五 緒方三郎事ノ条　惟能は縁塗の烏帽子に引柹(ヒキガキ)の直垂きて引しめいて弓の弦をさしはいくれる処伊村帰りけり

弓之弦ツゲスル音　巻十四 平家都落ノ条　一条京極にて弓の弦を注けするをときこ在ほこ気いかめしく　○弓ノ弦ツゲ 弦告也 弦音ヲシテ事ヲ人ニ告ル也 相圖ヲスル也

黒塗の弓　同条二条京極にて征矢に黒ぬりの弓をとりて浄衣のそば高く挟ミ

冑ノ天邉指ヲ入髻ヲ取　巻十四 湊(アクタガハ)合戦　平家の侍大将高橋判官長綱に入道(ニウゼン)右入道小太郎為重引組てどうと落る　中略　長綱がかぶとのて辺んに手ひを入てもとゝりをつかミてかきあげてくびをかく処もたまらす切れにけり　○古ノカブトトテヘンノ穴広シ是ヲ以テ知ルヘシ

押付板　巻十四 実盛討死ノ条　さね盛がさぞ覚りとてさしおよびて手塚が郎等のおしつけの板をつかまへさく左の手にてはたゝかをらいなりて弓手めての腕つよくふてむずと引寄りけれは手塚が力ずて引落されぬさね盛がおしつけの板をおさへつかまへてあるのもとに引付てさげてまゐる

弓手之草摺　同条さね盛か弓手の草摺を引上けてそむ[illegible]

おひ掛射　同条一きもをろすかいとれやそのとも子ておひ掛いまさんくまいられたる　○又云平家者をしひけたのかへとも源氏いとまもくれすおつかけておひかけのいさこそいるりけり　○追物射也

精好大口　**黒糸威下紅ニ端白ノ鎧**　巻十五 水嶋合戦条　舩軍は安からぬ事とて唐巻染の小袖に精好の大口に黒糸威の鎧の裾を紅に端(ハタ)白にしたるを着て小舩に乗て三尺にあまる大長刀の銀の蛭巻したるを持て　能登守教経ノ躰ヲ云ナリ

三尺ニ過タル大長刀銀ノ蛭巻シタル　右ニ見タリ

赤威鎧　同巻 頼朝将軍宣旨条　義澄は赤威の鎧着て甲をば着ず弓脇にはさミて左のひざをつき右の膝を立宣旨を請とりまいらせんと仕宣旨をば法皇のおもかせにて入まいらせて御使は何れくかにて侍けるぞと問ければ三浦介と名乗らで三浦荒次郎義澄と申て宣旨を請取まいらせて後良久しくて院使の御使に砂金百両を入てしるしゆぬ

金作太刀　**九指征矢**　同条兵衛佐の館へ向てゆしつは金造の太刀に九指たる征矢一腰指てゆき　院使左史生康実へ頼朝ノ贈物ナリ

将空穂　**箙**　**サカ雁股**　同巻 妹尾太郎合戦条　掛貝持ぬ者は妹尾に笛て楯たるは甲て或は加礼の者などにはめ筒がる者もあり或は布小袖にあつまおしたるもあり狩ろつぼにさひ矢に差さいてかきを狩を負ひ(イコナシ)まさうかりまるみなさいてかきつけあるものあるこなたより二三百人集まけり掛の貝きるる者は七八人にはるすきけり　○さらりまさはさびりまるの旨あるしとことさひ矢とおなじ

赤地錦直垂　**腹巻**　**貝足**　同 義仲押寄法住寺殿条　**物貝**　右ニアンドリ

義康は佐方の大将軍にて門外

に床机に尻かけて赤地の錦の直垂に猫楯。具足ハかり出て廿四差たる征矢を
一筋ぬき出してさしもくとつまよりてあいましものへ頭の骨を射夫
をりて只今射貫をやと割たる

小ノ字アルヘシ
○具足の上ニ小乃字脱タルナルヘシ傳写ノ誤ヘ

赤地錦直垂｜鉾 同条知康ハ赤地錦の直垂に同しく鎧ハきさりたり甲
をきたそ着たりたる四天王の像を絵に書て甲にたし右の手にハ金剛
鈴をふり左の手にハ鉾をつき法住寺殿の西面の築地の上にのほりてことを
まねきて時々舞けり是をみる者知康にハ天狗の付たりとそ申たる

糸威腹巻｜重目結直垂 同条播磨中将雅賢ハさせる武略の家にも
あらね共天性武勇の人にておハしけるが糸威の腹巻に重目結の直垂
を着られたりける

薄青狩衣｜下腹巻 同条主水正近業ハ大外記頼業か子なるか薄青の狩衣
に上に腹巻着して芦毛の馬に乗て七条河原を西へ馳ける

長絹直垂｜赤縅鎧｜重藤弓｜大中黒矢｜嗔物造太刀｜沃懸地鞍 巻十六
高綱宇治川渡条 畠山庄司次郎重忠生年廿一長絹直垂に赤縅の鎧着重藤の弓を
持て大中黒の矢負ていか物作の太刀をはき黒きたる馬にいかけ地の鞍置
てそのりたりける

褐衣直垂｜洗革鎧｜黒津羽矢 同条褐衣の直垂に洗革の鎧着て黒津
羽の矢負たる武者なり二番畠山かふとよりた付たるハいかなる者そ

赤地錦直垂｜萌黄唐綾裾紅縅鎧｜鍬形胄｜金作太刀｜引目打紙巻 同巻
義経院参条 義経ハ赤地錦の直垂に萌黄のからあやや裾紅縅の鎧に鍬形打た
るかふとをいきすして金作の太刀を帯たりける弓の鳥打の程を
紙を一寸計に切て南無宗廟八幡大菩薩と書て左巻に巻たりけり

白唐綾射向袖緋地錦色繪直垂｜紫縅鎧｜大中黒征矢｜箟焼繪 同条武蔵国
住人秩父末葉畠山庄司次郎重忠白きからあやのこしれの射向の袖には緋
地の錦をいろへたる紫縅の鎧に大中黒の征矢の箟にやきゑしたるを負たりけり

重目結ニ射向袖赤地錦色繪直垂｜黒糸縅鎧｜大切斑征矢｜アマノオモテ作名上矢
同条 河越太郎重頼ハ重目結の直垂に射向の袖には赤地の錦をいろへたる小黒糸
縅の鎧大切斑の征矢のど矢にあまのおもてむきなるを負たりける

褐衣直垂｜大荒目洗革鎧｜カラスリ尾ノ征矢 同条渋谷三郎庄司重国褐衣の
直垂に大荒目の洗革の鎧にかうすり尾の征矢おひたり

テウ目結直垂｜薄紅縅鎧｜妻白征矢 同条梶原源太景季ハ丁目結の直垂
に薄紅縅の鎧着て妻白の征矢負たり

萌黄生絹直垂｜小中黒征矢 同条佐々木四郎高綱萌黄すゞしの鎧着されて
に小中黒の征矢負たりける

塗籠弓 同条六人の兵どもかぶとをも皆ぬがせて直垂も鎧も黒く
色くかざりたりけれども弓は皆ぬりごめにぞ有ける

紫格子チヤウノ直垂 萠黄腹巻 重藤弓 讃田多文矢 小多緒摺貝鞍 同巻 義仲最後合戦条 七騎が中一騎は女鞆絵(トモエ)といふ美女なり紫格子のちやうの直垂に萠黄
の腹巻に重藤の弓もすへつの古に見たる矢おひ白芦毛なる馬のふとくたく
ましきにこそのりたりける貝鞍置てぞ乗たりける

赤地錦直垂 薄金 唐綾威 白星冑 切斑矢 金作太刀 金覆輪鞍 厚総 鞦 同条木曾赤地錦の直垂に薄金といふ唐綾おどしの鎧に白星の冑と
著て古に見たる切ふの矢に金作の太刀帯てぬり籠藤弓とりあ紙しあゆみなる
る馬に金ふくりんの鞍置てあつぶさの鞦かけてぞ乗たりける

着長 同条木曾今井に向て云けるは日比は何とも思はぬ薄金の重く覚るぞと
云ければ今井が申けるは日比より御身もつかれさせ給はず別の物も何にかは今とて始ぬ
はきせ給ふの重く思召れ候はゞ御方の疲にてこそ候へせ給はん

團旗 同条楽の如く庄司郎うちわの旗さゝせてまつ先にすゝんて進来る。
又云ける様は児玉党うちはの旗さゝせて出来

十三束 鉢付板 同条十三束よひいて射たりければ高梨何某ものいふ口 筑前国住人原十郎
をもゝへをはらと射て残し鉢付の板にぞ射付たる 千肥太郎光弘カ射タルナリ

西雲ゐノ名

白鞘巻 同条かゝる所に御室の中より八十あまりの老僧
出給て汝は是をもちいせんぞ思ふぞとて白さやまきを給ふとて打おど
ろきてぞ入給へば夢に見しめつるさやまき也

白羽鏑矢 同条神色いゝ思はれん白羽のかぶら矢一つ取り出していかけぞ夢起 貴船神主義経へ進ラセシナリ
のつけゆとて奉りければ御曹司かしこまて給ていでられけり

赤地錦直垂 黄返鎧 同条九郎義経は赤地錦の直垂に黄返乃鎧着
て宿鴾(サヒツキ)毛なる馬のふとくたくましきがあくまで尾かみあつくひたるが名をば
あふくとといふにぞ乗たりける

皆紅月出扇 同巻 能登殿最合戦条 兵杖具足をまさとそゝせぬぞよ是にて欲招き
てうち揚奪ひて高名せよ勲功をあへしとて皆紅に月出したる扇をぞ
加賀台蔭六は給りける 鴨越ノ案内者ナリ 菅六久利トアリ (軍中ニモ常ノ扇ナリ 古陣扇ハイマダナシ)

褐衣直垂 緋村濃鎧 紅母衣 黒鞍 大中黒矢 二所藤弓 権太栗毛 同巻 熊谷平山城戸口寄条 熊谷次郎直実は褐(カチ)衣の鎧直垂に緋むら濃の鎧に紅の母衣懸
てごんだ栗毛といふ馬に黒鞍置てぞ乗たりける大中黒の矢おひたる
かちなるに負て二所藤のきはめてふとく強けなる弓をぞ持たりける

澤瀉にすそにスヘタル直垂 伏縄目鎧 同条 紺ノ文白キ 子息小次郎直家は沢瀉を
すそにすへたる直垂にふし縄目の鎧に廉毛なる馬に黒鞍置て乗たりける

【秋野摺直垂】【洗華鎧】【三枚冑】【陸奥栗原アネハノ牧】 同条 右ノ文ゟヒキ 旗さしハ秋の花摺たる直垂に洗華の鎧に三枚冑を着て黒月毛なる馬の名を白波とぞ云ける駿の逸物也けるハ陸奥栗原あねはといふ所の牧より出たり尾髪たくましくありけれハ白浪とぞつけたりける

【鎧袖振合】 同条 高櫓より雨の降ごとくいける矢を鎧の袖をふり合くしてぞ射させける 熊谷父子ガ躰ナリ 熊谷子息直家にいひけるハ敵すれハこそさかくるにあせそ鎧の射向の袖を冑のま向にあてゝひきまをもとめ振り合くして浮よ鎧つきせよはつ〳〵で鎧を裏かゝすなとぞいひける

【重目結直垂】【赤華威鎧】【三枚冑】【薄紅母衣】【目糟毛】【黒糸威鎧】 同条 平山ハ重目結の直垂に赤皮威の鎧に三枚冑に薄紅の母衣掛て目糟毛といふ馬にぞ乗たりける旗指ハ黒糸威の鎧に三枚冑を着たりける

【緋村濃直垂】【赤縅鎧】【白星冑】 同条 越中次郎兵衛盛次まつさきかけて出来好む装束なれハ緋村濃の直垂に赤縅の鎧に白星の冑き白あしげなる馬にぞ乗たりける

【白旗赤旗】 同条 源平両家白旗赤旗ないまじもりたるこそおもしろけれ

【懸ル時ハ母衣ヲ懸ケ退ク時ハ母衣をカナグリ落ス】 同条 熊谷平山足座すめ我身をいきたりんとて引退く時ハ母衣をかなぐり落し又かゝる時ハ母衣をかけておめいてかけ入 〇貞丈云引退ク時ハ母衣ヲカナクリ落シ又カヽル時ハホロヲカケテオメイテ攻ルト云文并ニ下文梶原源太カヽル時ハ旗ヲサヽケ母衣ヲカケ引ク時ハ旗ヲマキホロヲヌギテタビ〳〵入カヘ〳〵戦ケリト云ヲ以テ母衣ハ是ヲカブリテ矢ヲ防グヿヲ考ヘシ引退クニハ矢ヲフセグ丁ハナキユヘホロヲカナクリ落シテヌギテヤスムナリ ホロハ矢ヲ防ク塵嚢抄ニ見タリ

母衣脱ト掛トノ事

【頬貫】【逆茂木】 同条 武蔵国住人私党に河原太郎高直同次郎盛直兄弟二人むせ来りてよより飛下生田森の城戸口へ渡〳〵ぬきもきて逆茂木をのりこえて城内へ入けるを

【母衣ヲ懸ケ 母衣ヲヌグ】【箙挿梅花】【褐衣直垂】【洗華鎧】 同巻 一ノ谷合戦ノ条 梶原源太かゝる時ハ旗をさゝけ母衣をかけひく時ハ旗をまきほろをぬきて度々入かへ〳〵戦けり武芸道ゆゝしく見へける中に屋さしきるハ片岳なる梅の盛にさきける一枝折てえびらにさしくして敵の中へかけ入て戦時も梅ハ風に吹れてさと散けれバ敵もみかたもこれを見てかんじける城内よりよはひ廿斗なる男の褐衣の直垂に洗華の鎧きてゐるにハ誰そ名のり号脇にたきこてすゝみ出けるハ本三位中将殿御使ひそれ梶原さゝせ給ひて中せとは こりおくも見ゆる梅かな 中をもてぬる源太ゟ飛ぬりて太いし返事申けるとて いかゞとりむけん

【白鑞】 同条 馬おりぬべきやうなきにて熊谷二疋に鞍置白鑞たげて手綱をむすひて鞍にかけて下へ向ておひ落す

【赤縅鎧】【護田鳥文矢】 同条 畠山ハ赤縅(オドシ)鎧にうすべうの矢負て三日月といふ

イ名あるに染なり
黒きのふとくたくましきに染たりけり　イにされハふちの毛いろ月なくされハ三日月と名付たると之

桑竹合柄刀　同条平家の侍越中前司盛俊か首をやさしく則経これを討ける跪人ありて立ちへ原まそ中たるかの刀ハ浪の平か作なり柄ハむ桑と竹を合せるとそ見へし　○貞丈云刀トハ腰刀ナリ短キ物ナリ又云古モ武功ニ證人タトル事アリシト見タリ

黒韋威鎧　箙　大中黒矢　遠雁打鞍　小総鞦　同巻忠度被討条　一谷の渚を西へさして武者一騎落ゆくよハひ四十斗の人髪黒かるか黒韋威のよろひ毛色も見へぬ程あるに射残したると思しくて箙は大中黒の矢足ら残りけり白打はけある馬に金覆輪の鞍をうけて乗たりける

手蓋　内冑　打刀　同条忠度六弥太に打かへて組て馬二足か地へ落てなりたり忠度落さまに三刀誅をさす一の刀は小手（テオヒ）蓋を流き二の刀には口をつき三の刀にハ内冑を突られハ終にをつき流しぬきくり六弥太か郎等落合て打刀をぬきて忠度の右の手のかひなをうち落す　○貞丈云手蓋ハ小手ナリ

箙揷巻物　同条箙に巻物一巻さしれありあれを之出しこけるに旅宿の花といふ題にて行暮て木の下かけを宿とせハ花やこよひのあるしならましと書て異に薩摩守と書れたりけるに忠度としそれ知られたりけれ

褐衣直垂村千鳥縫　紫下濃鎧　同巻本三位中将被生捕条　中将其日は褐衣に村千鳥縫たる直垂に紫下濃の鎧に童子鹿毛と云て兄の大臣殿より給

はりたる馬に乗られたり

鎧引合　高紐　同条馬よハくてたゝらかねハおり下汀にかけ立て刀をぬき鎧の引合わり切る紐をろしてこゝそときりすてぬぎ捨られけるへ自害せんとや海へ入らんとや思ひけつらひ給ひなるていみそ立れけり　○衡ノ躰ナリ

赤地錦直垂　赤威鎧　白星冑　滋籐弓　切目矢　金作太刀　金覆輪鞍　厚総鞦　同巻敦盛被討生条　爰に赤地の錦の直垂に赤威の鎧着て白星の冑の緒をしめ滋籐の弓持切斑の矢負て金作の太刀帯て月毛なる馬に金ふくりんの鞍置て厚総の鞦かけて乗たる武者　○敦盛ノ躰ナリ

練貫五色絲ニテ籬菊縫直垂　同条浪打際に伏たるむくろを返してこれハ打ぬきにあいろ糸をもてまがきに菊を縫ありける直垂にをそはれ敦盛ナリ

木蘭地ニ色々ノ糸ニテ獅子牡丹縫直垂　小具足　腹巻　同条伊賀平内左衛門家仲ハ木蘭地に色々の糸をもて獅子に牡丹縫たる直垂に小具足斗して郎等二人に後をさせかしこあるにより給

萠黄白鎧　同巻業盛被討条　一人ハ萠黄白の鎧に鹿毛なる馬にのて落たる

着長　同巻小宰相身投条　故三位通盛の著長の一あはとりありけるにうきもぞあがりはとてれし巻て又海に入給けり

木蘭地直垂　下腹巻　巻十七本三位中将被後大路条　土肥次郎実平ハ木蘭地の直垂に

それは後巻着て郎等卅人計 鎧着せて具したり

腰刀 同巻 三位侍木工右馬允朝時条 今一度最後の見参(ゲンザン)に入らばやと腰刀をさしは
いてこそひかれけれ 佐はいふとおほくも申されハ 朝時カ土肥次郎ニ三位中将ニ対面ヲ乞フ詞ナリ

木蘭地直垂 **下腹巻** 同巻 法然上人重衡対面条 九郎義経ハ木蘭地の直垂に下腹巻
きて妻戸よりおりむかひて門さゝせよと下知せられぬ

夏毛行縢 **アヤスリノ直垂** **二毛馬** 同巻 本三位中将関東下向条 夏毛の行縢に二毛なる
馬にのせまいらせて白布をとりて鞍に引まハしておちうりこえめ
織まとめ竹笠のいとしなきをきせありけるあやすりの直垂着たる
くちをとらせ ○貞丈云行縢ヲハカセタルハ旅行ノ故ナリ和名抄ニモ行旅ノ具ノ中ニ行縢アリ古代行旅ニ必用之二毛馬ハニゲルニ詞ヨセトテ武士ハ忌ム囚人ナレバワザト二毛ナルニノセタルナリ

渋塗烏帽子 **長絹直垂** **小袴** **空色月出扇** 同条 兵衛佐ハ志ぶぬりの烏帽
子に白小袖にちはやけんの直垂に小袴きて空いろの扇の月出したる持て
母屋(モヤ)のみすをもちあげて ○重衡ニ対面ノ時ニ頼朝ノ躰ヲ云ナリ

白鞘巻 同巻 佐々木三郎渡海ノ条 九月廿五日夜佐々木三郎盛綱只一騎うち
出てかの浦のものをかたらひてたりける白さやまきをとらせて
あさきハあるかなしかよおもはず

黄生絹直垂 **黒糸威鎧** 同条 佐々木三郎盛綱 黄なるすゞしの直垂に
黒糸おどしの鎧に黒いる馬にぞのりたる

赤地錦直垂 **唐紅裾濃着長** **黄覆輪鞍** 同条(義経ノ粧ナリ) 赤地の錦の直垂に唐
紅裾濃(スソゴ)のきせながに鳥黒なる馬ふとうたくましきに黄覆輪の鞍置て乗給へり

唐巻染小袖 **タウサキ** **唐綾威鎧** 同巻 継信被討条 舟軍ハ(教経ノ躰)
唐巻染の小袖にからあやおどしの鎧を着ていかものづくりの大太刀はき

浅葱糸威腹巻 **引合** 同条 四郎兵衛忠信か菊王丸があさぎ
糸威の腹巻の引合を篦深に射こそ射込たれ

木袴 同巻 能登殿最期条 敵なんぞ寄たんずらそ高き所に立上り
八木緒をかまへさ敵をまちかけてひかへたり

褐直垂 **黒革威鎧** **鏑矢** **十二束** **扇的** 同巻 奈須与一射扇条 余一(カチ)褐衣
鎧直垂に黒革威の鎧着て黄河原毛なる馬に乗て渚に向て歩せり 中略 矢束ハ十二
鏑矢をうちくはせて二所に扇ハ風にふかれて定まらず 中略
束飽まで引てしばしたもちてはなちあれど弓ハつよし海のおもてになる
まへてあやまたずかなめのきはを一すんばかりおいてひいふつと射きりけり

ヒイハツト射ル

箙ヲ扣ク **黒革威** **中刺** 同条 陸にハ源氏箙をたゝきてどよむ 海にハ平家
ふなばたをたゝきてかんじたり 此興に入て黒革威の鎧着たる武者の年五十ばかりなるが
扇をたてたる所にさし出て二ちゆう中さしとりつがい 奈須与一中さしを
とりてつがひてよ引でひやうふつと射て首の骨をひやうつといきてまつさかさまに海へさつと入れ

ヒヤウツット射ル

染中黒
割合

黒津羽征矢 塗箆 十二束三伏 同巻 景清水野屋之条 水飛谷(ミヲノヤ)かすむを梢のはげより
黒ぼろ羽の征矢の塗箆の十二束三伏取るをよく引てをちはなちけれハ水飛谷か
るの甲のはちに矢筈かくるゝまでこそ射こうたれ

馬ノ草分 右ニ見えたり

御棲枝 同条いくさ果たりける弓をうけ落つゞきてうつふしてこれをとらんとす
るにすでに落ところの上に熊手をかけてとらんとしけり 云先後に知ん人さく
御棲枝あとすなく防せんとやと答へやとなりともついにとりかへして 読書で弓を
とりて御りけり
○御棲枝 タラシトヨムナルベシ 棲ノ字タラトヨムコト不審

むち 右ニ見へたり
はぶちるのむちナリ 是ニカキラスル二用ルヲぶちトモムチトモ云ナリ 俗説ニ馬ニハムチ 鞭ニハぶちト云ハアヤマリナリ 古書ニ多シ

白旗 白旗 旗画佛像 同巻 熊野別当参源氏方条 田邊の別当ありて湛増をみけるより
御託宣に中なるハ白旗ハ白旗に付と申されとも 堪増猶もちひすして赤鶏
白鶏七とり合て白ハ源氏の方赤鶏ハ平家の方とて社頭にて合るに赤鶏
一つもかたずまけにけり 此上ハとてかく源氏にかたふきとて若王子の御正体
を移しなりて梛の枝に付なりて旗の文にハ金剛童子倶利加羅明王を書
なりて二百余艘の兵船を調へて田邊の湊より漕来りて源氏に加る

褐衣ニ赤地錦ニテ袖𧘕直垂 黒革威鎧 鷹羽染中黒割合作 十三束三伏

白箆 焼書 同巻 先帝二位殿入海条 和田左衛門尉かいまた和田小太郎とて有りけるか褐(カチ)衣
の鎧直垂に赤地の錦にて袖くゝりて黒革威の鎧に黄河原毛なる馬にて打
立奥(オキ)なる新中納言の舟のさして懸ていたりけるなぎさよりおきに向て二町あまり
三町に及ひて新中納言の舟を射とふして二の征矢を一の矢にこそ射かへされ
中納言此矢を召寄て見給へハ鷹の羽染中黒割合て作りたるか
さらぬ十三束三伏せに口巻より一束おいて白箆に和田小太郎義盛と焼
書をこそしたりけれ

口巻 たるに見へたり クツマキトヨム

箙 同条 新中納言知盛の舟より先に出来られハなきさより遠なる舟ハ
進舟そといふ舟より答けるハ東国の房つち君の侍かさ市 見まいらせぬ
者やあなる名乗をとて申せハ訪院次官親能で
○貞丈云此箙ニ此レハ甲冑ニ付タルヲ云ニアラス舟ニ乗レタルヲ云ナリ

黒革威鎧 丸鞘太刀 同巻 大臣殿父子被生捕条 能登も殿 黒革威の鎧を袖も草摺も
ちぎり捨て筒丸はかりに巻て丸鞘の太刀すゝやかなり(カサ) 背残なる
胄をもなく二人太刀ハ手にも持て行ずに左右の手をひろけて敵を待て
の給けるハ
○貞丈云太平記ニ金作の丸鞘の太刀ヲ二尺タリサヤヲ九クスルニハアラス金ニテサヤヲ一圓ニ包タルヿヲ丸サヤト云ナリ

鎧二領重着 同条 乳母子(メノトゴ)伊賀平内左衛門家長を召ていふに家長汝来
いとのたまへハ 忘れはましとて主にも鎧二領を着せ我身も鎧二領き
て主と手を取組て一所にそ入にける
知盛入海ノ躰ナリ

物具腨當 同条 八代左大臣安芸鎧物具ぬき捨て親子二人流れておよきけ

くり器中あまりに周章て右のすそその上の緒をたち絶て下の緒をハとゝきりたれハ臑当がすびきて海のそこに引入る様けれハ三歳父がすそあその緒をたひ切て捨たりけれハ大いきをはきて今ハたすかりぬとて父子はきて海上一里あまりおよぎて房前の浦が津にこそあがりたれ

草薙劔 **天蝿斫劔** **十握劔** 同巻 女院吉田入御条 神代より伝はりたる霊劔三あり草薙劔天蝿斫劔十握劔是也十握劔ハ大和国いそのかみふるの社にこめらる天蝿斫劔と申ハ元ハ羽々斬の劔と申たるとかや此劔の刃の上にある蝿の自ら斫れずといふ事なしきれハ利劔と申たがしより蝿斫の劔とぞ伝へありし此劔ハ尾張国熱田の宮にあり草薙劔ハ内裏にとゞまる代々の御門の御守なり即宝劔と申ハ是なり

貝足 同条なんの浦出て失ひすともかとりて御探中にも御持とおがさきハ為とりてまいらせられたりけり二宮中にて先帝の御形見たまはれさせ給ひけりたる御所もかひの貝足とも云 武徳が女院へ参らせたりしに貝足と云ハよろいの事ヲ云ニアラス御道具ト云事ヲ貝足ト云ナリ

石弓 同巻 九郎判官与二位殿中遠条 前ハ海後ハ山東西深き谷出て登き者ども討ち落し近き者をは石弓をおとして討ちころし 梶原談判官詞

崩黄糸威腹巻 **一尺三寸打刀** 同巻 土佐房夜討条 兵衛尉なりて来けんとて前黄糸威の腹巻に三尺八寸の太刀帯き一尺三寸の打刀をぬきまうけて昌俊が宿所に馳入

三尺五寸太刀 右にさしたり

大幕 **ヨロヒ物** 同条 土佐房ハ暁大仏へ参るべしとて大庭に大幕ひきてはせ入る内に鞍置馬四五十疋ひきたてゝ鎧ひ持すまとりつけたるその者も手綴をたて鞍に手かけて只今打出んとぞいひつるとぞ申ける後より献判官の六条堀川へ押寄たり

小貝足 同条 三河守範頼小貝足汁出て熊王丸といふ者ハに加へと指せて二位殿の御方へ参りて入たまふ

褐衣菊綴鎧直垂 **金作太刀** 同巻 志太三郎先生自害条 昌明 常陸房 押寄てかの家を見るに褐衣に菊とぢしたる鎧直垂着たる男の加賀親子に打ちはさみて只出より只今おこらんずるぞとて討ちたるをまちて男はなと出て北をさしてにぐるを昌明がよするを見て加賀が十郎蔵人ハ金作の太刀左右にて持随へり法さ後生菩提の為とて熊野山へ捕縛にまいらせ給へり右手に三尺五寸の太刀ぬきをもちてぬりこめの前に立むかひあり

三尺五寸ノ大太刀 右にさへくたり

目貫 巻九 主馬盛久ノ条 宗遠太刀をぬき頸をうけれるとその太刀中より折れぬ又打太刀を目貫より折まるに盛久はきけの思をなす冨士のすそより光

二すぢ盛久が身に当りてありとぞつたへける

【十五束】同条 法性寺一橋大夫知忠合戦条 尾張守中差十五束あるをひくまでひいてはなつ矢はあやまたず射が甲の鉢付の板をうらを通て射通しけり

【中刺】【鉢付板】ありとみへたり

【腰刀】【征矢ノ尻】同巻 越中二郎兵衛盛次事ノ条 腰刀のかしらのよ頃を征矢の尻のかしらを よくはを鎌倉殿のはなあとこそおしつけてはつ逆た今ハ運つきてかくのごとし とられぬる上ハ力をよばずとこそ申ける

【頭脳ヲ出シ塩ヲ付味噌ヲ塗】巻十九 志太三郎先生自害ノ条 其人が首を剣て損（？） あらふにこそ脳を出して塩をつけみそをぬりて昌明鎌倉に持下りになり ○志太三郎先生義憲十郎蔵人行家二人ノ首也

【縄目色華】【信夫摺直垂】【折烏帽子引立】巻七 坂東大夫親信事 後白河院の近習に坊門中納言親信といふ人ましくき父左京大夫信輔朝臣武蔵守なりし時の国へ下されけるにまうけられたりける子なり 叙爵なとかひさりければ武蔵に坂東大夫とぞ申される院にさぶらひなひなれハ武蔵権守になりぬ又坂東武蔵権佐などとも申けるをゆるしくあいさきとるに思ひのぞれけりは祖に新大納言成親法皇の法華にはつれけるが節にや親信坂東に住事ありしるとやされけれハ召りあへず縄目の色華こそおほく候へと返答せられけり されハ成親ついかけしきにたがひてせきめんして又指ものゝ彼ハざりけり人々あまさにいはれけり 按察（アゼチ）大納言入道資賢もいはれけるがのちまのかひたる其武蔵佐ハゆゝしく返答ハせられつる抔なる由のかふこそあぐりまりつれと申されけるとかや 其地とは新大納言いまだ皮もあさく夜と人々其 越後中将と申しける時の頃ずりの直垂をきせおえほしけるそたるをきかせさ勢て其ちらの御まやの前にひかへられけ事を思ひ出されておるめのいろハと返答せられけり ○貞丈按け事

源平盛衰記にも見えたり 縄目の色華とハ幕の手縄のことく白紺を青を交へく縄目のゆく筋を染る草也け捕なれの丈にまりてこれを武蔵国より出し捕れ貢にあるしとなめと云ハけ草をおそく裁て部とじしるを云なり其ちゞひに筋を染るをたてこ城に細くたてゝ幕の手縄のゆくえもる之

【結鞍】巻二 明雲座主流罪ノ条 昨日まで八三千人の貫首と仰れてたこし（手輿）四方おしふこそ宗あへるにあやしげなる（借る）てんまにめひ（結鞍）とゆふもののてはせなるい津くしけるはまにさすい（水晶）しやうの珠（念珠）ふさ持てまひくるを手綱にとりぐしてらうの前輪にうちふき入給ひとく

○明雲乃新を云なり 結鞍ノ名和名抄ニ見タリ 又今昔物語ニ見タリ 結鞍ト云ハクラホネノ名ニハアラス和名抄ヲ考ルニ鞍貝ノカサリヤウノ名ナリ

九寸斗ノ刀・一尺八寸斗ノ刀

○貞親教訓書抜書

伊勢伊勢守平貞親記　長禄元年ノ書
貞丈家傳書也

刀
脇指

刀の事御前にて立振舞にはいつも九寸斗の刀上代よりさす近代にハ左様にせねども長きハ五寸柄一尺八寸計也又当世ある人を見るに脇さしといひてさす是ハせんさんとて人にかくしてさすことあり御前などにてハ縦(タトヒ)人の見ぬやうにさしたるもをし人に見付られなバ上意へ対していかなる野心(ヤシン)のあるなどゝといはれて曲事(クセゴト)なるべし同き指を用べきなりハ軍陣相詰旅行などの時など似合べき也中間(チウケン)小者などハ似合たるなり也仁(ジン)たる者の脇指と見せてさするハいかなる手柄(テカラ)とも知れず当代なや人のするまひかやうに下劣になる後代のかく死者のいよくさでとおもふべし

○貞丈云刀とハ腰刀之腰指ともあひくちともさすかともさやまきとも云一物なり長さ七寸八寸より九寸斗までをいふせんさんとハ隠剣(インケン)と書く隠ハかくすとよみて懐中にかくしてさす也懐剣のやうなるものにて脇指之長短の比なりしきさしを懐へさずして腰刀の代りに用ひし人もありしと見えたり其余風今に傳りてちまつさへ鍔を入れ柄を巻きて是も長くなりて打刀になりぬ

拙とありけり　古代のこきさしハつかまかず鍔入れず懐の中にさす
拙ゆへ衣服まくれり　陰になりぬるに鞘底を丸くする之　かうがいをさ
す之　下緒をとじつくしてむすび玉を笄の頭りの内にはさみ置て
外へこきさし出ざらんために留め置之　かうかいハこうんの髪のそくへる
をかでつけんがため之　又さやにハおりかねハあしくりかさハあり

隠剱　右にみえたり

○日置流法要録抄抜書

文安年中記　貞丈家蔵

シメノ關弦　しめ乃せき弦と云事　射しめつる弦をせきてつる哉
云なり射しめつるをなりてではせくまじき也
○貞丈云せくとハ弦に鐶を引て絹糸を以て巻てしるしをうすく
引て其上をとろうるしにてぬる之　射しめつるとと云ハあつくうるしき
弦を弓にかけて度々射て弦の継くのひつる時にそれをせき弦に
こしらゆる之　あつく発弦をせきてハ後にのびて悪き之　又いふしく
伊勢貞閑といふ人より出たる名拙乃弦をも関弦と云是ハしめのせき弦
とハ別のる之　又云ぬり弦と云ハ弦をせかずあさずぬりたるを云是ハ弓
とに持川ぬり弓に用之　せき弦ハ軍弓に用之　弦を巻にハ刀のつか糸
を巻ごとくひし形になる紙にまるをつめて巻之ひしにせざるハ悪也

職原抄拔書

北畠親房卿作

寶劒模作 神祇官篇 第十代崇神天皇漸畏神威鑄改鏡劒奉安置神代之靈器於別所是皇居神宮相分之初也

結唐尾馬 式部省篇 件日ハ者式部卿兼ル庇差絲毛車殿上丞一人兼結唐尾馬前駈云云 ○件日トハ二月春ノ除目行ル、日ヲ云

將師之任 外武官篇 本朝將軍之任ハ起ル於神代ニ其初天照大神欲降サント天孫ヲ於豐葦原ノ中國ニ之時遣經津主神健雷神ヲ 又云齋主ノ神ト香取ノ神是也 鹿嶋ノ神是也 令平ケ諸ノ不ル順ハ者ヲ云云 大物主ノ神帥テ八十万神ヲ昇ル天ニ天神勅曰宜領テ八十万神ヲ永爲メニ皇孫ノ奉護レト乃使還降ラ之ヲ云云 一書ニ曰事代主神ハ八万四千鬼類ノ大神將也云云 又云大伴ノ連遠祖天忍日命帥テ來目部ノ遠祖天槵津大來目ヲ背ニ負天ノ磐靫ヲ臂ニ着稜威ノ高鞆ヲ手ニ提天ノ梔弓天羽羽矢ヲ及副持八目鳴鏑ヲ又帶テ頭槌劒ヲ而立天孫之前ニ云云 神代之制粗可見ツ矣至于人代神武天皇東征之日物部氏遠祖道臣命爲軍帥ト 古称武士ヲ云物部ト起レリ於此ニ云云 ○按道臣命ヲ物部氏ノ祖トスルハ非也大伴氏ノ祖也古称武士以下ノ十二字上ノ誤ニ羼レテ出タリ 源氏物語桐壺ノ巻ノ河海抄ニ云物部

氏ノ遠祖天津麿神代ニ兵ヲ取リテ天孫天降タマヒシ時御前ヲ奉ル
仍其子孫諸ノ物部ヲ領シテ武勇ノミチヲ掌ル其後ニ勇者ヲ物部
トイヒ習セルナリ　右壺井氏書ニ見タリ

○長秋記抜書
皇后宮権大夫師時記

鳥頸劔	目貫緒	切螺鈿劔	斑豕ノ尻鞘

大永四年正月十六日太政大臣大饗御鷹飼渡ル左近府生下毛野敦利鳥頸ノ劔件劔顕季ノ劔也而ルニ上皇賜ニ裝束ニ次ニ借召シ預ケ給云云銀ニテ作ル鴛頸ヲ切螺鈿劔ニ無ニ目貫緒ニ云云斑豕尻鞘入ニ螺鈿劔ニ
○貞丈云鳥頸劔ハ鷹飼ニ限リテ佩ク也自餘ノ人ノ佩ヲ可キニ非ス相模國鎌倉荏柄ノ天神ノ画像ハ菅公ノ自画也ト云傳タリ其像鳥頸ノ如クナル劔ヲ画タリト云然ラハ菅公ノ自画ニテハ有ヘカラス鳥頸劔ハ大臣ナドノ佩タマフベキ劔ニハ非ズ又熊野新宮ノ神宝圖ノ中ニ鳥頸ノ太刀輪鋒ノ鐔ヲ入タルアリ柄頭金ニテ鳳ノ頭ヲ作タリ是ハ神宝ノ制ニテ他ニ用ヘキニ非ス又源平盛衰記ニ鷲作ノ太刀ト云モノ見タリ是モ鳥頸ノ類欤

鎕馬	杏葉	蝶形	餉付	黒地鞍	絣地繍表敷	豹韉	鏡那女	手綱 芳蘀
雲珠	頸総	腹鈴	打鞍覆	白差縄	ぬき	蒔繪鞭		

保延元年四月ノ条ニ　賀茂祭令調ニ鎕馬具杏葉蝶形鍬左右各五當胸七當面十也餉付鞍後のゆぎニ左右付ク五金銅也

橋黒地表敷絣地繍鞢豹耶女ハ鏡手綱蘘芳雲珠頸総共蝶
也無腹鈴近來不用鞭 蒔繪 鞍覆ガ他ノ物具如常差縄白云云
○貞丈按蝶形トハ錺抄物具抄等ニ所謂攝蝶ト同シ杏葉ヲ付ル
金物ノ並タル間々ニ打ツ金物也鞦付鞍後のゆきトアルゆぎハ塩手ト
云ヘキノ誤ナランカ耶女ハ靡脊也是ハ大滑ヲ云鏡トハ大滑ニヘリヲ
差廻シテ中央ノ處ハ金箔ダミニテ無文ナルヲ云ナラン雲珠頸總共蝶トハ
蝶ヲ画キタルナルヘシ又云付五金銅也ノ銅ノ字ハ鈴字ノ写誤欤

○二條殿裝束抄拔書

錺劔 紫檀地金作螺鈿劔 錺劔安元二年三月四日後白川法
皇御賀菩提院関白紫檀地金作螺鈿劔鞘上下ニ有リ水精ノ伏龍
貝ノ中入レ王ヲ是錺劔之由見ニ月輪殿下記ニ
蒔繪劔 治承元年十二月二日中將良通拜賀帶ニ唐草蒔
繪劔ヲ此劔御堂関白御物也拜之時必帶レ之

国立公文書館
National Archives of Japan